

公益社団法人日本滑空協会  
日本国内記録規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本国内で達成された滑空機による記録飛行成績を証明及び認定するために定めることにより、滑空スポーツの安全性の向上と振興を図り、以って公益の増進に資することを目的とする。

(適用)

第 2 条 公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という）は、日本国内において記録を樹立しようとする成績を証明し、日本国内記録を認定する。

2. 飛行は FAI スポーティングコードセクション 3 クラス D&DM（滑空機、動力滑空機）（以下「SC3」という）に従って日本国内で達成しなければならない。

(定義)

第 3 条 本規程の日本国内記録とは、記録の認定を申請する者が、所定の手続きに従って日本国内で達成した成績であって、本協会によって当該種目の日本最高と認められた記録をいう。

(記録の挑戦)

第 4 条 記録の挑戦は、日本航空協会が認定した公式立会人が立ち会わなければならない。

(記録の認定)

第 5 条 日本国内記録は、本協会が第 1 3 条の提出書類を審査し、所定の基準を満たしている事を確認の後、日本国内記録証を交付することにより認定する。

(記録認定の取り消し)

第 6 条 FAI スポーツ規程および本規程に違反し、または不正の手段によって樹立した記録であると判明した場合、その記録は取り消される。該当者は、日本国内記録証を本協会に直ちに返納しなければならない。

2. 前項の取り消しを受け者は、取り消しを受けた日から少なくとも 4 年の期間、日本国内記録を申請することはできない。

(記録の登録)

第 7 条 本協会は、日本国内記録を日本国内記録台帳に登録し公開する。

(書類の保管)

第 8 条 本協会は、第 1 3 条の日本国内記録申請書とその付属資料を、記録の種類別に分類して、その記録が認定された日を起算日とし、20 年間保管する。

(挑戦者の義務)

- 第 9 条 記録樹立に挑む者（以下「挑戦者」と略す）は、挑戦に必要な許可または認可を自己の責任において取得する。
2. 挑戦者は、当該挑戦の管理および当該挑戦に係わって発生した損害の賠償について、責任を負わなければならない。
  3. 挑戦者は、飛行前に有効な F A I スポーティングライセンスを、公式立会人に提示しなければならない。
  4. 挑戦者は、成績達成後、記録申請のための証明及び証拠資料を、取揃えなければならない。

(挑戦後の報告)

- 第 10 条 挑戦者は、離陸前の準備からその挑戦の終了までの間の、記録挑戦の概要を文書にまとめ報告する。
2. 公式立会人は、飛行前の立会いを始めた時点からその挑戦の終了までの間の記録を証明するために、立ち会った状況および確認した事項を、文書にまとめ報告する。

(記録の証明)

- 第 11 条 記録の証明は、その挑戦に立ち会った公式立会人が署名し証明する。
2. 公式立会人が立ち会うことができなかった場合、SC3 に、その記録を証明できる者が定めてある事項は、その者が証明した後、公式立会人がその事実を確認した後、連署し証明できる。
  3. 飛行には SC3 に規定するフライトレコーダ（FR）を搭載して飛行の証拠とする。
  4. 動力滑空機で飛行する場合には、課題飛行の間動力が使用されていなかったことを証明するため、動力装置（MoP）使用を記録することが可能なフライトレコーダーを使用する。
  5. 本協会は、記録が SC3 および本規程に従って達成された成績であることを確認する為、必要な証拠資料の提出を記録申請者または公式立会人に求めることができる。

(成績の通知)

- 第 12 条 挑戦者は、日本国内記録を樹立した場合、その実施日を含む 4 日以内に、挑戦者名、実施日、成績、離陸地点、着陸地点および時刻等を本協会へ F A X または E - m a i l で通知しなければならない。

(記録の申請)

- 第 13 条 日本国内記録申請書（様式 1）に所定事項を記載し、記録挑戦後 1 カ月以内に本協会に申請手続きをとらなければならない。ただし、この期間に申請書の提出が不可能な場合、その理由を本協会に申し出て承認を得なければならない。

(大圏コース距離計算)

- 第 14 条 大圏コース距離計算 距離の算出は、F A I にて配布されている計算プログラム（W G S 8 4 楕円体）を使用してもよい。プログラムは以下の F A I ホームページ「World Distance Calculator」にて入手が可能である。

<https://fai.org/page/world-distance-calculator>

(計測管理)

第 15 条 計測機材 時間、距離、および高度の計測には、SC3 で定められた計測機材 (GNSS Flight Recorders) を使用すること。

2. 機材の較正

機材の較正は、SC3 による。

3. 機材の封印、開封は、公式立会人のみが行わなければならない。また、機材は挑戦者の手の届かない場所に取り付けなければならない。詳細は SC3 による。

4. 公式立会人の確認

公式立会人は飛行で使用する機材の型式や精度証明、及びその運用が SC3 に準拠して正しく行なわれていることを確認しなければならない。

(改廃)

第 16 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規程に定められていない事項および本規程と SC3 との間に 解釈上の疑義が生じた場合、SC3 を優先する。
2. 本規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する

様式 1

.....年.....月.....日

日本国内記録申請書

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

申請者

氏名 .....

住所 〒.....

電話 .....

e-メール .....

私は、下記のとおり所定の成績を達成できたので、日本国内記録として認定を頂きたく、証拠書類を添えて申請します。

記

1. 達成値 .....
2. 記録の名称、種別 .....
3. 実施年月日 .....年.....月.....日
4. 挑戦者名/生年月日 ..... / .....年.....月.....日
5. FAI スポーティングライセンス No. ....
6. 他の乗員名/生年月日 ..... / .....年.....月.....日
7. 使用航空機 .....式.....型 登録記号.....
8. 離陸場所 .....
9. 離陸時刻 .....時.....分.....秒
10. 着陸場所 .....
11. 着陸時刻 .....時.....分.....秒
12. 添付書類
  - 1) 成績証明書
  - 2) 飛行経路図 (書式は自由)
  - 3) 公式立会人報告書 (書式は自由)
  - 4) 機長 (挑戦者) 報告書 (書式は自由)
  - 5) フライトレコーダー記録 (. igc 形式ファイル)
  - 6) その他 (飛行の証明となるものを記入して添付)